

宅地建物取引業者の皆様へ

富士市都市整備部住宅政策課長

空き家バンクの見直しに伴う協力宅建業者の募集について（御依頼）

師走の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日ごろから本市の住宅行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、空き家の有効活用を通し、空き家の発生や増加を抑制するとともに、地域の活性化を図ることを目的として、平成31年1月に「富士市空き家バンク」を開設しております。

現在、本市の空き家バンクは、媒介契約がなされていない空き家物件を登録の対象とし、また、空き家の利用に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約は、所有者及び利用者の当事者間で行うこととしておりますが、当事者間のトラブルを回避し、安全・安心な取引を保障するため、令和4年度から、物件登録時の宅地建物取引業者との媒介契約（専任又は専属専任）の締結を必須とし、物件の交渉・契約は宅地建物取引業者の仲介により行うよう、制度の見直しを検討しております。

つきましては、空き家バンクの趣旨を御理解の上、物件登録時の媒介契約、調査、交渉・契約の仲介等の業務に御協力いただける宅地建物取引業者の皆様を募集し、「協力宅建業者」として市ウェブサイト等において物件所有者に紹介させていただきたく、下記のとおり御協力くださるようお願い申し上げます。

記

1 協力宅建業者の要件について

- (1) 公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部の所属会員であること。
- (2) 暴力団、暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団員等と密接な関係を有する者のいずれにも該当しないこと。

2 協力宅建業者として行っていただく業務について

物件登録希望者との媒介契約（専任又は専属専任）の締結、現地調査、物件に関する利用登録者からの問い合わせ・内覧対応、交渉・契約の仲介など。

※制度の流れは別添「空き家バンク制度の見直しについて」のとおり。

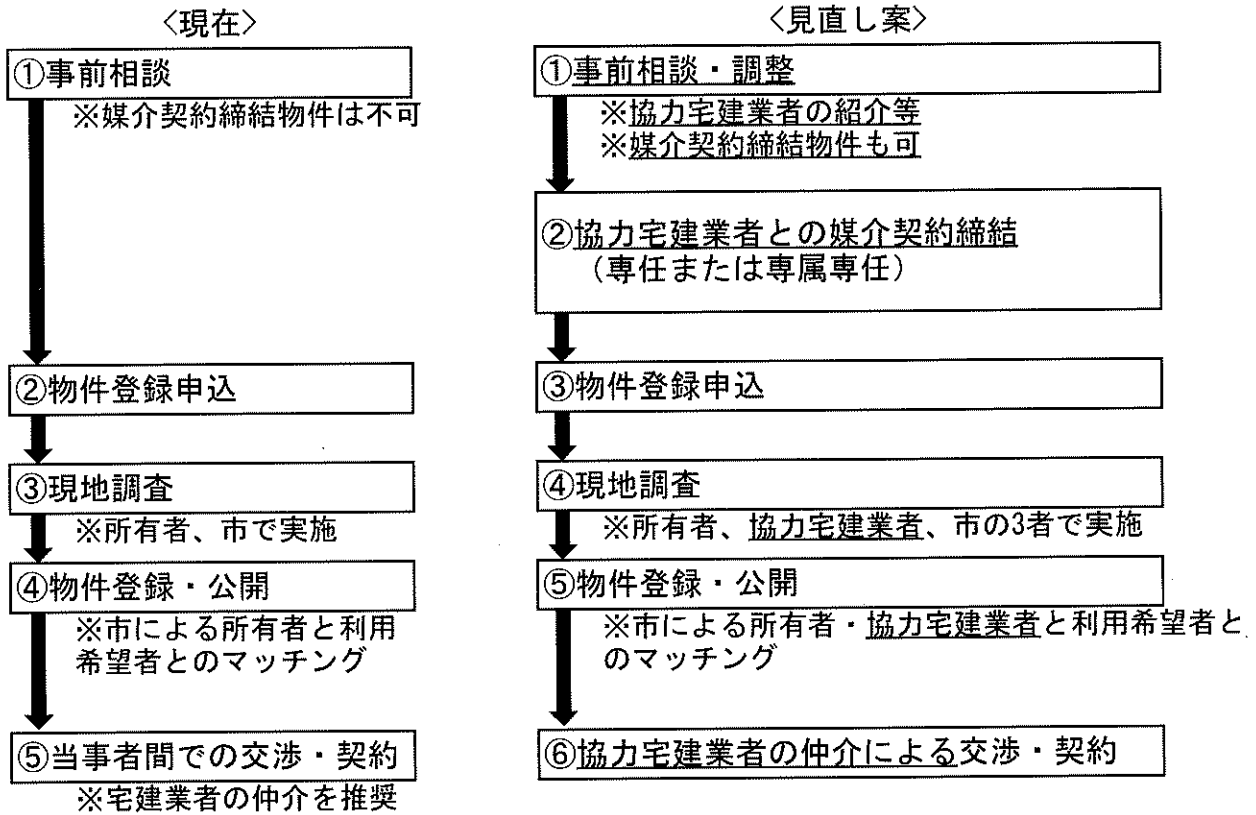
3 募集方法について

協力宅建業者として御協力いただける場合は、その旨を下記担当まで御連絡ください。

担 当 都市整備部住宅政策課
住まい政策担当 佐野・篠原
電話番号 0545-55-2814

空き家バンク制度の見直しについて

1 物件の登録手続きの流れ



◆協力宅建業者

空き家バンクの物件登録の際の媒介契約、調査、交渉・契約の仲介などの業務にご協力いただける宅建業者を一覧として掲載。
 (公社)静岡県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会静岡県本部の会員のうち、空き家バンクへの協力について同意をいただいた事業者。

2 利用希望者の利用登録手続きの流れ

